

問 1

審判部による進歩性の評価は、「最も近似する先行技術」を特定し、クレームされた発明により到達される技術的結果を評価し、解決すべき技術的課題を定義し、当業者がクレームされた発明により到達される結果を得るためにクレームされた技術的特徴を示唆したかを審査する「課題－解決アプローチ」により行われる。それは発明者の客観的な（結果への）到達に基づいて行われなければならない、正しい使用により事後分析が除外される。

問 2

仮出願と通常の出願の違い

仮出願およびその手続きは、通常の出願およびその手続きと多くの点で異なる。

1. 仮出願の係属の期間（最大12カ月）は特許の存続期間を決定する際にカウントされない。
 2. 仮出願ではクレームを提出する必要はない。
 3. 仮出願はその係属中に実体審査されない。仮出願の出願日確保についての形式的事項のみが検討される。
 4. 通常の出願は請願書を提出し適切な料金を払うことで仮出願に変更できる。
 5. 通常の出願は1以上の仮出願の利益を主張できる。
 6. 仮出願では、国内外いずれの他の出願の優先権も主張できない。
 7. 仮出願では英語以外の言語で出願できるが、係属中に英語への翻訳文が米国特許商標庁により要求される。実際、後にされる通常の出願の審査前に翻訳文を提出することは出願人の利益になる。なぜなら仮出願の日後の先行技術に基づく拒絶の可能性を回避でき、よって審査の遅延を防止し特許存続期間への影響を最小限にすることができるからである。
 8. 仮出願をすべての適用法令に適合させる補正以外、補正は認められない。
 9. 先行技術陳述書を提出することは、仮出願では禁止される。
 10. 仮出願は、出願日から12カ月の期間が満了したとき、自動的に放棄したものとみなされる。
- したがって、もし絶対新規性の喪失を避けるために仮出願することを考えるなら、最終的にクレームされる発明を考慮すべきであり、出願人が対象とする国においてこのようなクレームをサポートするのに必要な開示を仮出願に含めなければならない。